

川越町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の 人件費率
6年度	人 15,745	千円 7,875,234	千円 338,975	千円 1,545,636	% 19.6	% 19.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

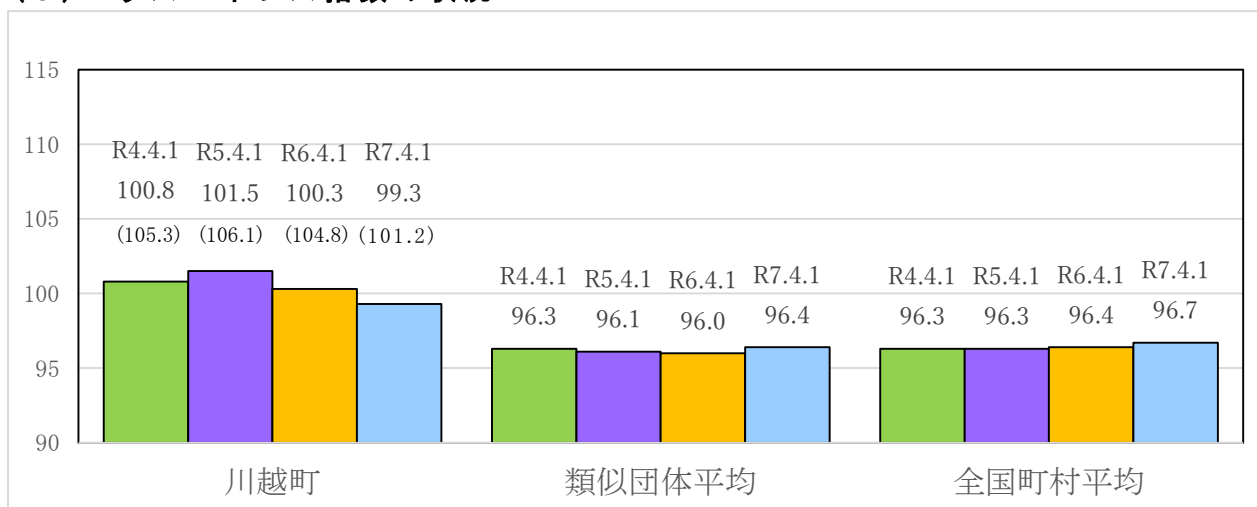
区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考) 1人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
6年度	人 110	千円 394,027	千円 103,497	千円 171,463	千円 668,987	千円 6,082	千円 6,010	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

今後は、人事院勧告、三重県人事委員会勧告及び近隣市町の動向並びに民間企業等の経済情勢を鑑み、地域の実情を反映しつつ、適切な給与水準を目指す。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

① 給料表の見直し

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

[**実施** 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

【給料表の改定実施時期】 令和7年4月1日

【内容】 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

【支給割合】国基準4%に対し、川越町においては4%を支給。

【実施時期】令和7年4月1日から実施。令和6年人事院勧告において支給地域の単位の広域化が示され、三重県（一部の自治体を除く。）の級地区分が5級地（支給割合4% 令和7年度は経過措置として2%）に定められたこと、近隣市町等の支給状況を鑑み、令和7年4月から4%を支給。

【参考】

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
川越町の支給割合	4.5%	4%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川越町	39.8歳	315,600円	395,623円	351,419円
三重県	43.3歳	336,785円	427,270円	375,878円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.8歳	323,906円	377,225円	349,088円

② 技能労務職

区分	公務員					民間		参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
川越町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三重県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国	51.3歳	1,703人	294,567円	-	337,907円	-	-	-	-
類似団体	52.8歳	6人	295,196円	319,642円	307,498円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
川越町	-	-	-
その他	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4～6年度の3か年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		川 越 町	三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600円	228,300円	220,000円
	高 校 卒	201,000円	195,200円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	211,000円	—	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大 学 卒	267,400円	339,500円	374,600円	379,400円
	高 校 卒	257,400円	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

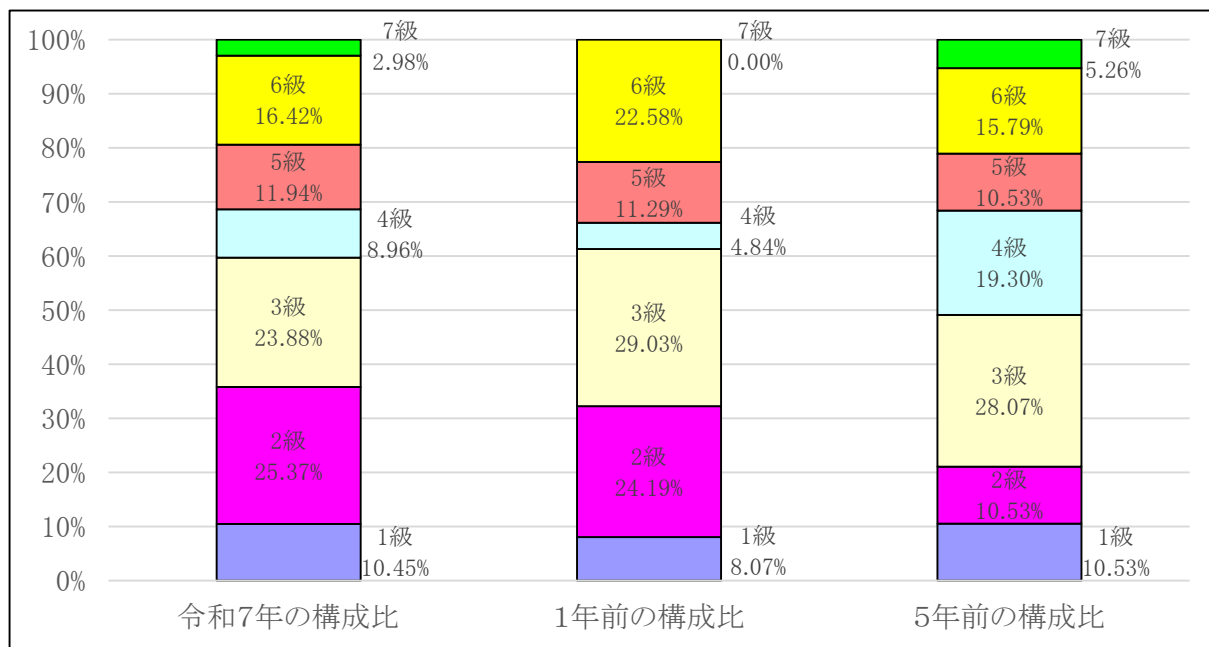
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	参事	2人	2.98%	373,400円	450,900円
6級	課長 主監	11人	16.42%	335,000円	415,700円
5級	課長補佐 主幹	8人	11.94%	309,800円	398,200円
4級	係長 主査	6人	8.96%	287,300円	386,100円
3級	主任	16人	23.88%	261,300円	354,700円
2級	主事 技師	17人	25.37%	230,000円	308,500円
1級	主事補 技師補	7人	10.45%	183,500円	258,100円

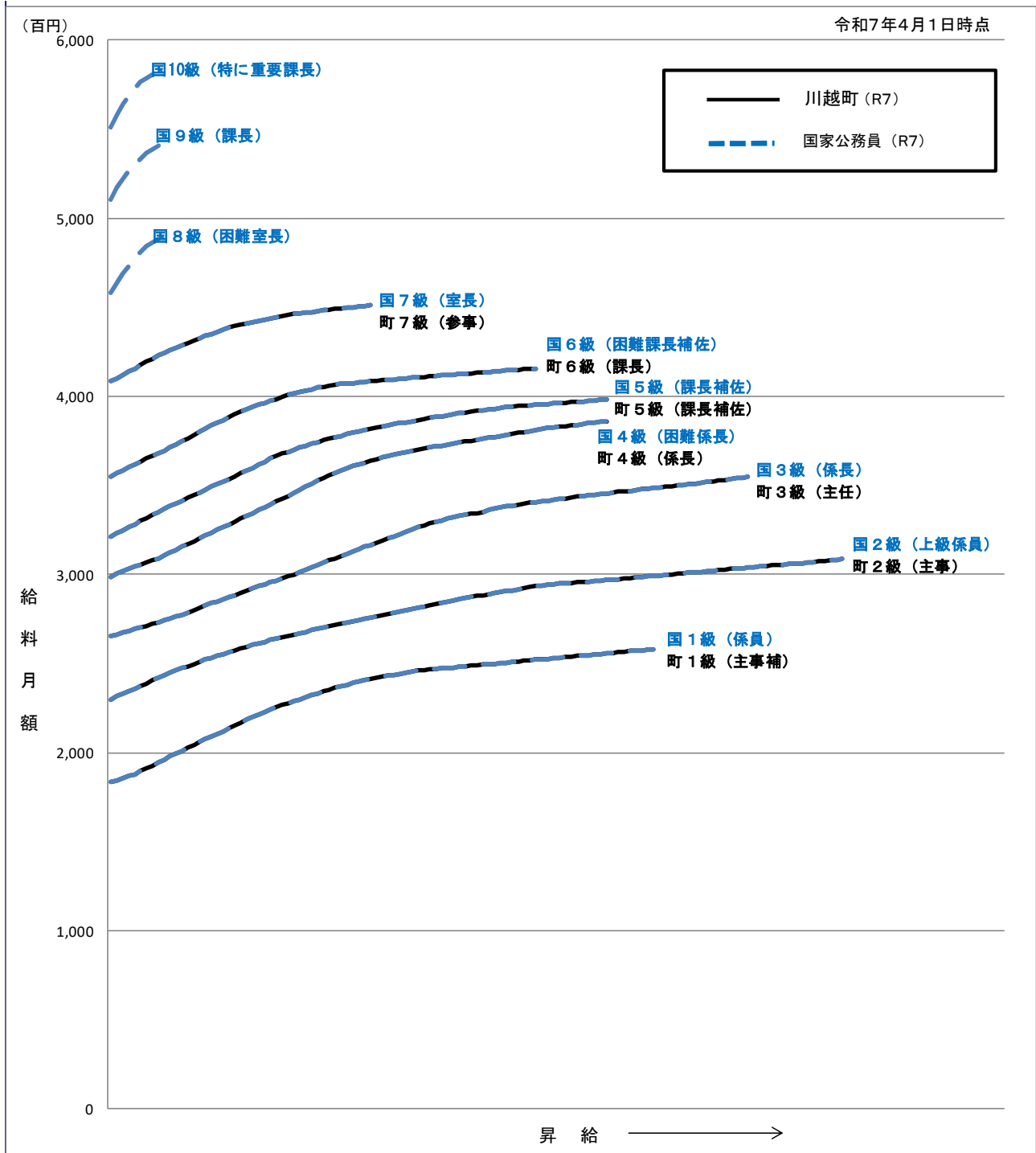
(注) 1 川越町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更し、平成19年に7級制を導入している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（川越町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川 越 町	三 重 県	国
1人当たり平均支給額 (6年度) 1,603千円	1人当たり平均支給額 (6年度) 1,775千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（川越町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			未定	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

川 越 町	国
(支給率) 自己都合 24.586875月分 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 18,138千円	(支給率) 自己都合 24.586875月分 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達し

た日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		21,151千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 （6年度決算）		174,805円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
川越町	4%	121人	2%
川越町においては、地域手当の支給割合を4.5%としていたところであるが、令和6年人事院勧告において支給地域の単位の広域化が示され、三重県（一部の自治体を除く。）の級地区分が5級地（支給割合4%）に定められたこと、支給割合に係る経過措置、近隣市町等の支給状況を鑑み、令和7年4月から支給割合を4%とした。			

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		361千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		15,039円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		19.67%		
手当の種類（手当数）		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
町税事務及び国保事務従事職員の特殊勤務手当	税務課職員 町民保険課職員	町税滞納整理業務 国保税滞納整理業務	4千円	日額 500円
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	直営診療所の放射線技師	放射線取扱業務	120千円	月額 10,000円
直営診療施設の医療業務に従事する看護師の特殊勤務手当	直営診療所の看護師	直営診療所医療業務	144千円	月額 3,000円
犬猫等死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	安全環境課職員 産業建設課職員	犬猫等死体処理	33千円	日額 1,000円
災害応急作業等に従事した職員の特殊勤務手当	災害応急作業等に従事した職員	災害応急作業等	60千円	日額 1,080円 ※一部加算あり

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	50,738千円
職員1人当たりの平均支給年額（6年度決算）	534千円
支給実績（5年度決算）	53,066千円
職員1人当たりの平均支給年額（5年度決算）	553千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とではない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 満16～22歳の子の加算 5,000円	同		10,529千円	239,284円
住居手当	借家（家賃16,000円以上） 最高支給限度額 28,000円	同		5,944千円	116,548円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 150,000円 交通用具使用者 距離区分に応じて 2,000円～31,600円	異	交通用具使用者について、2km以上から距離区分に応じ支給	5,065千円	55,055円
管理職手当	参事 68,200円 課長 53,700円 主監 41,900円 園長 42,900円 診療所所長 88,600円	異		14,297千円	621,600円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	840,000 円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 581,000 円	
	副 町 長	651,000 円 (- 円)	683,000 円 / 538,400 円	
報 酬	議 長	327,000 円 (- 円)	381,000 円 / 273,000 円	
	副 議 長	260,000 円 (- 円)	317,000 円 / 221,000 円	
	議 員	230,000 円 (- 円)	299,000 円 / 211,000 円	
期 末 手 当	町 副 町 長	(6年度支給割合) 4.60 月分		
	議 副 議 長 員	(6年度支給割合) 4.60 月分		
退 職 手 当	町 副 町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	備 考	1月につき 給料月額×41.6/100	16,773,120円	任期終了時
		1月につき 給料月額×25.0/100	7,812,000円	任期終了時

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

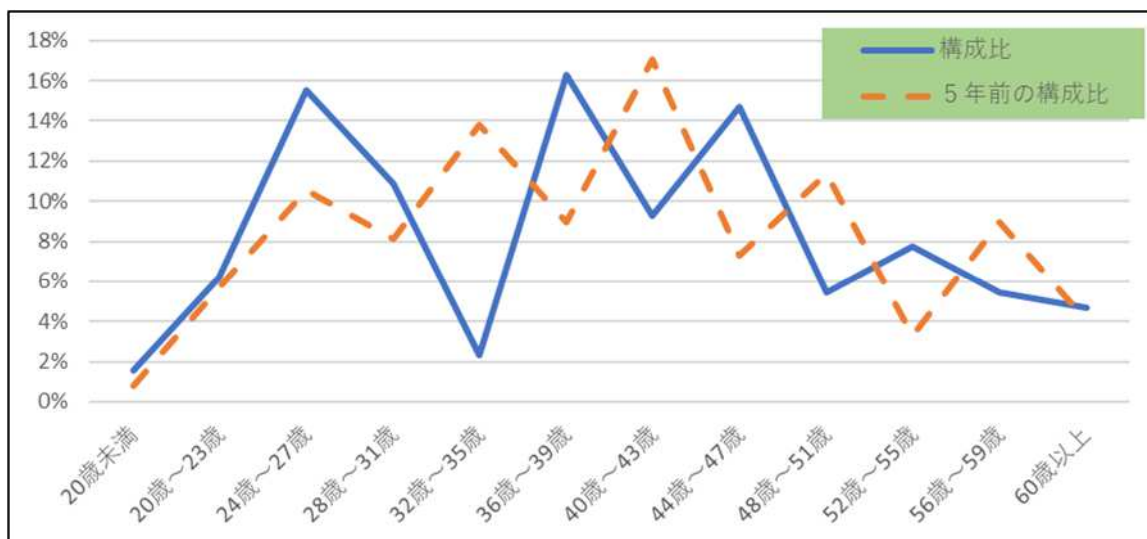
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務 企 画	18	25	7	
		税 務	7	7	0	
		農 林 水 産	1	2	1	
土 木 生 産		5	5	0		
	民 生	37	38	1		
	衛 生	16	12	△4		
	計	86	91	5	<参考> 人口1万当たり職員数 57.80人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 80.18人)	
	教育部門	24	22	△2		
	小 計	110	113	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.77人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 100.19人)	
公 営 会 社 等 部 門	水 道	水 道	3	3	0	
		水 道	2	2	0	
		そ の 他	11	11	0	
	小 計	16	16	0		
合 計			126 [145]	129 [145]	3 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 81.93人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	8人	20人	14人	3人	21人	12人	19人	7人	10人	7人	6人	129人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	81	86	84	85	86	91	10(12.3%)
教育	24	23	25	25	24	22	△2(△8.3%)
普通会計計	105	109	109	110	110	113	8(7.6%)
公営企業等会計計	18	18	16	17	16	16	△2(△11.1%)
総合計	123	127	125	127	126	129	6(4.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 322,791	千円 6,562	千円 35,346	% 11.0	% 8.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 給 料
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 3	千円 12,358	千円 2,666	千円 5,664	千円 20,688	千円 6,896	千円 6,082

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 記事項

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越町	41.7歳	385,278円	573,822円
市町村平均	39.8歳	350,107円	506,833円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川 越 町	川越町一般行政職
1人当たり平均支給額 (6年度) 1,885千円	1人当たり平均支給額 (6年度) 1,603千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

川 越 町			川越町一般行政職		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）			定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）		
1人当たり平均支給額 * 千円			1人当たり平均支給額 18,138千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該項目はアスタリスク（*）としている。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		612千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		204,031円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川越町	4%	3人	4%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		30千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		9,833円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		100%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算 ）	左記職員に対する 支給単価
水道料金の滞納整理に従事した職員の特殊勤務手当	上下水道課職員	上下水道料滞納整理業務	30千円	日額 500円
漏水等により緊急作業に従事した職員の特殊勤務手当	上下水道課職員	漏水等緊急作業業務	0千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	739千円
職員1人当たりの平均支給年額（6年度決算）	369,640円
支給実績（5年度決算）	492千円
職員1人当たりの平均支給年額（5年度決算）	246,042円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 満16～22歳の子の加算 5,000円	同		600千円	300,000円
住居手当	借家（家賃16,000円以上） 最高支給限度額 28,000円	同		41千円	40,800円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 150,000円 交通用具利用者 距離区分に応じて 2,000円～31,600円	同		0千円	0円
管理職手当	課長 53,700円	同		644千円	644,000円

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 972,791	千円 24,378	千円 16,420	% 1.7	% 8.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 給 料
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 2	千円 7,893	千円 1,484	千円 3,318	千円 12,695	千円 6,348	千円 6,082

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 記事項

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越町	39.5歳	343,662円	531,952円
市町村平均	39.8歳	350,107円	506,833円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川 越 町	川越町一般行政職
1人当たり平均支給額 (6年度) 1,695千円	1人当たり平均支給額 (6年度) 1,603千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

川 越 町			川越町一般行政職		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）			定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）		
1人当たり平均支給額 ー			1人当たり平均支給額 18,138千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			355千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			177,582円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川越町	4%	2人	4%

エ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	425千円
職員1人当たりの平均支給年額（6年度決算）	212,359円
支給実績（5年度決算）	492千円
職員1人当たりの平均支給年額（5年度決算）	246,042円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 満16～22歳の子の加算 5,000円	同		0千円	0円
住居手当	借家（家賃16,000円以上） 最高支給限度額 28,000円	同		630千円	315,000円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 150,000円 交通用具使用者 距離区分に応じて 2,000円～31,600円	同		74千円	37,200円